

令和6年第11回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日時 令和6年11月20日（水）午後1時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

17番委員	手代木 久司				

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主任主査	入江 俊一郎	主事	渡部 由華子

7 出席した執行機関職員 なし

議長（会長）	只今より、令和6年第11回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員15番・星 俊典委員、同じく16番・渡邊 直也委員、以上2名の方をご指名申し上げます。 それでは議事に入ります。 はじめに、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、3番の案件につきましては、贈与による所有権移転でございますが、先般、11月6日に譲渡人が逝去し、11月15日に許可申請の取下願出書を受理したことから、3番を除く4件について審議をお願いするものであります。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、旧市・一箕・東山班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員18番） 佐々木 隆夫 委員	議案第49号の1番について、農業委員18番佐々木より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、農家への農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月16日正午より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より2番について報告願います。
（農業委員7番） 庄司 遼 委員	議案第49号の2番について、農業委員7番庄司より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 2番の案件につきましては農家への農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月18日午後4時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、荒井班担当委員より4番について報告願います。
（農業委員5番） 荒井 重隆 委員	議案第49号の4番について、農業委員5番荒井より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 4番の案件につきましては農家への農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月16日午後1時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	最後に、八田班担当委員より5番について報告願います。
（推進委員1番） 梶内 徳仁 委員	議案第49号の5番について、推進委員1番梶内より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 5番の案件につきましては親族間での賃借権の設定を許可しようとするものです。 調査月日は、11月17日午前9時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。

	本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 9 ページをお開きください。 議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、南四合・町北班担当委員より調査報告をお願いします。
（推進委員 14 番） 佐藤 恒男 委員	推進委員 14 番佐藤より、議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、農業用倉庫 を整備するものであります。 農地区分については、第 3 種農地の「市街地内農地」に該当することから、許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、11 月 18 日午前 9 時 50 分から、農地部より折笠 部長、渡部 副部長、星 委員の 3 名の他、第 1 区 南四合・町北班 委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ何ら意義無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。次に、議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 11 ページをお開きください。 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。次に、提出案件について、八田班担当委員より調査報告をお願いします。
（推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	推進委員 1 番梶内より、議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について報告いたします。申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、再生可能エネルギー事業として太陽光発電設備を設置するため、賃借権の設定を行うものです。

	農地区分は、第２種農地の「その他」に該当することから、許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、11月18日午前9時15分から、農地部より折笠 部長、渡部 副部長、星 委員の３名その他、第６区 八田 班委員２名、事務局１名の計６名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （奈良橋 渉 委員 挙手）
（推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	営農型か営農型でない太陽光発電かどちらでしょうか。
農業委員会事務局	今回の案件につきましては営農型ではありません。あくまで恒久転用で中川氏については９月総会でも隣接する農地での転用がされており、今回その第二弾という形での申請になります。
議長（会長）	他にご質問等ございますか。 （大島 光信 委員 挙手）
（農業委員 6 番） 大島 光信 委員	契約終了後の対応までは契約内容に入っていますか。
農業委員会事務局	転用許可申請時点の契約内容が対象になっており契約終了後の対応までは入っておりません。そのため契約終了後、土地を所有者に返す際に農地に戻すというものではありません。所有者の意向で農地に戻す可能性もあるが、転用の手続きであり契約終了後の事までは含まれません。
議長（会長）	他にご質問等ございますか。 それではお諮りいたします。議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第 52 号 営農型太陽光発電設備に係る許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 13 ページをお開きください。 議案第 52 号 営農型太陽光発電設備に係る許可申請について であります。 この案件は、営農型太陽光発電設備の設置にあたり、農地法第 3 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものであり、相互に関連する内容であることから、一括して提案するものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、川南班担当委員より調査報告をお願いします。
（農業委員 9 番） 多田 善信 委員	農業委員 9 番多田より、議案第 52 号「営農型太陽光発電設備に係る許可申請についてのうち、1 の農地法第 5 条関係」の 1 番から 2 番について報告いたします。申請の詳細は議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、再生可能エネルギー事業として営農型太陽光発電設備を設置するため、賃借権の設定を行うものです。 農地区分については、いずれも原則として、転用の許可をすることが出来ない「農用地区域内農地」であります。計画されている事業が「営農型太陽光発電設備」で一時的に転用事業に該当することから、許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、11月18日午前10時30分から、農地部より折笠 部長、渡部 副部長、星 委員の３名その他、第５区 川南 班委員３名、事務局１名の計７名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であ

	り、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 続いて、議案第 52 号の 2 農地法第 3 条関係（賃借権）の 1 番から 2 番についてご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、農業を営む法人に対する農地の賃借権の設定を許可しようとするものです。 続いて、議案第 52 号の 3 農地法第 3 条関係（区分地上権）の 1 番から 2 番について報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、営農型太陽光発電設備の設置に係る区分地上権の設定を許可しようとするものです。 調査月日は、11 月 18 日午前 10 時 30 分より、担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 52 号 営農型太陽光発電設備に係る許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 52 号 営農型太陽光発電設備に係る許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 17 ページをお開きください。 議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定についてであります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より 1 番から 3 番について報告願います。
（農業委員 13 番） 佐野 和枝 委員	農業委員 13 番佐野より利用権設定の 1 番から 3 番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定です。 11 月 13 日午前 10 時 30 分より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、高野班担当委員より 4 番について報告願います。
（農業委員 4 番） 春日部 一視 委員	農業委員 4 番春日部より、利用権設定の 4 番について報告いたします。この案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定であり、11 月 14 日午前 9 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、神指班担当委員より 5 番から 8 番について報告願います。
（農業委員 3 番） 古川 正俊 委員	農業委員 3 番古川より、利用権設定の 5 番から 8 番について、ご報告いたします。これらの案件は、いづれも認定農業者に対する利用権設定です。 申し出の内容につきましては、11 月 16 日午前 9 時より、担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、荒井班担当委員より 9 番について報告願います。
（農業委員 5 番） 荒井 重隆 委員	農業委員 5 番荒井より利用権設定の 9 番について、ご報告いたします。この案件については認定農業者に対する利用権設定であり、11 月 16 日午前午後 2 時より、

	担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、日橋班担当委員より10番について報告願います。
（農業委員14番） 武田 久美子 委員	農業委員14番武田より利用権設定の10番の案件について、ご報告いたします。10番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定です。申請内容につきましては、11月17日午前11時より、担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より11番から12番について報告願います。
（農業委員1番） 長谷川 泰道 委員	農業委員1番長谷川より利用権設定の11番から12番の案件について、ご報告いたします。11番から12番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。申請内容につきましては、11月16日午前9時より、担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （渡部 裕末委員 挙手）
（農業委員17番） 渡部 裕末 委員	7番の賃借料でコシヒカリ10袋は多いのではないのでしょうか。
（農業委員3番） 古川 正俊 委員	この方は再設定で、以前からこの契約で行っていたと聞いております。
議長（会長）	再設定ということで貸し手、借り手双方が納得しているということです。他に、本件についてご質問等ございませんか？ （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第53号 農用地利用集積計画については、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第53号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。 次に、議案第54号 非農地の判断について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の19ページをお開きください。 議案第54号 非農地の判断について であります。 この案件は、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果を踏まえ、「判断対象農地一覧」に記載する農地を非農地と判断し、農地台帳から除外するため、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。
議長（会長）	まず、旧市・一箕・東山班担当委員より1番から7番について報告願います。
（農業委員18番） 佐々木 隆夫 委員	農業委員18番佐々木より、議案第54号1番から7番についてご報告いたします。この案件につきましては非農地の判断をしようとするものであり、11月8日当該地において調査を実施した結果、草木等が繁茂しており原野状態であるので非農地とすることが適当と判断しましたのでご報告します。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より8番から21番について報告願います。
（農業委員10番） 室野井 健一 委員	農業委員10番室野井より、議案第54号8番から21番についてご報告いたします。この案件につきましては非農地の判断をしようとするものであり、11月8日当該地において調査を実施した結果、樹木等が生い茂り、非農地とすることが適当と判断しましたのでご報告します。
議長（会長）	次に、神指班担当委員より22番から23番について報告願います。
（農業委員3番） 古川 正俊 委員	農業委員3番古川より、議案第54号22番から23番についてご報告いたします。この案件につきましては非農地の判断をしようとするものであり、11月8日

	当該地において調査を実施した結果、非農地とすることが適当と判断しましたのでご報告します。
議長（会長） （推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	次に、八田班担当委員より 24 番について報告願います。 推進委員 1 番梶内より、議案第 54 号 24 番についてご報告いたします。この案件につきましては非農地の判断をしようとするものであり、11 月 8 日当該地において調査を実施した結果、非農地とすることが適当と判断しましたのでご報告します。
議長（会長） （農業委員 1 番） 長谷川 泰道 委員	次に、堂島班担当委員より 25 番から 31 番について報告願います。 推進委員 1 番梶内より、議案第 54 号 25 番から 31 番についてご報告いたします。この案件につきましては非農地の判断をしようとするものであり、11 月 8 日当該地において調査を実施した結果、草木が多数生い茂り、非農地とすることが適当と判断しましたのでご報告します。
議長（会長） （農地部長） 折笠 康裕 委員	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。 この案件は 11 月 1 日遊休農地対策部の会議において協議検討された再生困難な農地であります。部から非農地との判断が適当であるとの意見を受け、11 月 8 日当該区域委員とともに現地調査を実施しました。その結果、長年耕作しておらず山林・原野化等しており農地へ復元するための物理的条件整備が著しく困難であること、周囲の状況やこれまでの経過等からも農地として復元しても継続が困難と見込まれるため、委員の報告通り農地部も非農地として判断して参りました。
議長（会長） （農業委員 4 番） 春日部 一視 委員 農業委員会事務局	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （春日部委員 挙手） 24 番の所在が一箕町ですが、八田地区となっておりますが。 所在地は一箕町ですが八田との字界となっており、ほぼ八田であること、所有者が八田地区の方で本人から相談を受けた経過も含め八田地区として 8 月の利用状況調査の際にも八田地区担当委員にも見ていただいた経過から八田地区として今回入れさせて頂きました。
議長（会長） （農業委員 6 番） 大島 光信 委員 農業委員会事務局	他に、質問等ございませんか。 （大島 光信 委員 挙手） 非農地判断後の、地目はどのようなになりますか。 農業委員会で非農地判断した後、法務局に地目変更の手続きの流れとなり、農業委員会の判断では山林か原野となります。
（農業委員 6 番） 大島 光信 委員 農業委員会事務局	山林もしくは原野とのことだが対象農地 1 番はどう判断しますか。1 反の田もしくは畑が山林・原野になりにくいかと思いますが。
（農業委員 6 番） 大島 光信 委員 農業委員会事務局	現地調査した結果、1 番の対象農地については原野で申請予定となります。 あくまで雑種地にはならないということですか。
（農業委員 6 番） 大島 光信 委員 農業委員会事務局	不動産登記法でそれぞれ地目がありますが、農業委員会は農地から自然荒廃したものとして山林か、原野の判断になります。雑種地につきましては 20 種程ある地目の中でいずれにも該当しないものとなっており、それは市の税務課土地グループの担当になるので、農業委員会の判断としては山林か原野ということになります。
議長（会長）	例えば、今回に限らず南四合の中にも厳しい農地があると思うが、農地から外すということになれば、やはり原野に地目変更になるということですか。 その際にはケースバイケースがなりますが、現状等を把握、確認し区域委員や農地部等と調査を行い、最終的に議案にあげ判断頂くこととなりますが、今ここでは判断しかねますので、どちらかになるという説明とさせていただきます。
議長（会長）	よろしいでしょうか。非農地判断された場合は山林や原野になるということで、非農地判断にするかは議論交えながら考えていく、ということですのでよろしくお願いいたします。

	たします。他に質問等ございませんか。 (なし の声あり)
議長（会長）	無いようですので、それではお諮りいたします。議案第 54 号 非農地の判断について については、これを原案のとおり、非農地と判断し、農地台帳から除外することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 54 号は、原案のとおり非農地と判断し、農地台帳から除外するものと決せられました。 次に報告に移ります。 報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 36 号 各種証明に係る交付事務について、 報告第 37 号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第 33 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出のに受理について、ご報告いたします。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 9 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 次に、報告第 34 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の 1 番から 2 番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。 次に、報告第 35 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の 1 番から 2 番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 なお、都市計画法上の留意事項といたしまして、備考欄のとおり意見が付されております。 報告第 36 号、各種証明に係る交付事務についてであります。詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続等のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し証明書の交付を行い、同条第 2 項により報告するものであります。
議長（会長）	報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 (午後 2 時 20 分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 6 年 月 日

会津若松市農業委員会 会長

農業委員 15 番

農業委員 16 番